第六号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「又は鉄骨造の建築物に係る部分」を「と鉄骨造の構造を併用するもの」に改め、「のもの」の下に「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　軽量気泡コンクリートパネルを用いたものであって、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの

ロ　前号イからへまでのいずれかに該当するもの

第七号中「含む」の下に「。以下同じ」を、「のもの」の下に「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（屋根版以外の部分に限る。）のいずれもが第五号イからへまでのいずれかに該当する建築物を除く。）」を加え、第八号中「イ及びロ」を「イ又はロ」に改め、「のもの」の下に「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。）」を加え、同号イを次のように改める。

イ　次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第一第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの

(2)　骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの

第八号ロを次のように改める。

ロ　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第五第一項各号及び第二項から第六項まで（第四項を除く。）に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

附　則

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の六第三号の規定に基づき、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

第三第一号ロ中「地震力によって構造耐力上主要な」を「構造耐力上主要な部分が、地震力によって当該」に、「を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全である」を「に対して、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのない」に改め、第三第三号ロ中「前号に規定するもののほか、地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として、柱及びはりにあっては(1)の規定により計算した設計用せん断力を、耐力壁にあっては(2)の規定により計算した設計用せん断力及び設計用曲げモーメント（曲げ破壊を生ずるものとした部分にあっては、設計用せん断力に限る。）をそれぞれ用いて、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全である」を「次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合する」に改め、同号ロ(1)中「柱及びはりの設計用せん断力は、次の式によって計算する」を「構造耐力上主要な部分である柱及びはりが、地震力によって当該柱及びはりに生ずるせん断力として次の式によって計算した設計用せん断力に対して、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのない」に改め、同号ロ(2)中「耐力壁の設計用せん断力及び曲げモーメントは、次の式によって計算する」を「構造耐力上主要な部分である耐力壁が、地震力によって当該耐力壁に生ずるせん断力及び曲げモーメントとして次の式によって計算した設計用せん断力及び設計用曲げモーメント（曲げ破壊を生ずるものとした部分にあっては、設計用せん断力に限る。）に対して、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのない」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

前文中「認める」を「認め、同令第八十一条第三項の規定に基づき、膜構造の建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第六項まで（第四項を除く。）に適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める」に改める。

第五中「又は許容応力度等計算」を「、許容応力度等計算又は令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算」に改め、第五第一項中「定める」を「定め、令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に膜構造の建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第六項まで（第四項を除く。）に定める」に改め、第五第四項中「この場合において、令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構造部分にあっては、この限りでない。」を削り、第五に次の一項を加える。

6　令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さいことを確かめること。

附　則

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十四条第一号イ、ロ及びハ(1)の規定に基づき、遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

第六を第七とし、第五を第六とし、第四を第五とし、第三中「に規定する遊戯施設のうち高さが六十メートル以下のものの構造計算の」を「の国土交通大臣が定める」に改め、第三を第四とする。

第二中「に規定する遊戯施設のうち高さが六十メートルを超えるものの構造計算の」を「の国土交通大臣が定める」に改め、第二を第三とする。

第一中「建築基準法施行令（以下「令」という。）」を「令」に、「、組積造」を「第一に規定する遊戯施設以外の遊戯施設にあっては、組積造」に、「第三十九条」を「令第三十九条」に改め、第一第一号中「第四十二条」を「令第四十二条」に、「第四十四条、第四十六条」を「令第四十四条、令第四十六条」に、「第四十七条」を「令第四十七条」に改め、第一を第二とし、第一として次のとおり加える。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百四十四条第一号イに規定する構造耐力上安全な構造方法は、同号ロ又はハ(2)の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる遊戯施設にあっては、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の三、令第三十七条、令第三十八条第一項、第五項及び第六項並びに令第三十九条第一項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。

一　主要な支持部分のうち木造の部分にあっては、令第四十一条に規定する基準

二　主要な支持部分のうち鉄骨造の部分にあっては、令第七十条に規定する基準

三　主要な支持部分のうち鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第七十二条、令第七十四条から令第七十六条まで及び令第七十九条に規定する基準